

令和4年12月から「アワビ」「ナマコ」に
漁獲番号を付けることが義務づけられる

水産流通

適正化制度

がスタートします!!

～制度の概要～

○アワビ、ナマコ※（国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種（特定第一種水産動植物）
について、「採捕事業者」（漁業者・漁協等）や「取扱事業者」（加工・流通事業者等）は

- ① 漁業者等による行政機関への届出
- ② 採捕事業者による漁獲番号等の伝達
- ③ 取扱事業者間における情報の伝達
- ④ 取引記録の作成・保存
- ⑤ 取扱事業者の届出
- ⑥ 輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書の添付が義務付けられます。

※令和7年からシラスウナギにも適用されます



特定第一種水産動植物とは ▶ アワビ、ナマコ、シラスウナギ の計3魚種が対象
(全長13cm以下のウナギ)

特定第一種水産動植物等
(加工品)も対象となります

特定第一種水産動植物を主な原材料として製造し、
又は加工したもので、具体的には右記のものです。

ア
ワ
ビ

- ・くん製アワビ
- ・煮あわび
- ・乾燥アワビ(水等で戻したものを含む。)
- ・塩蔵アワビ
- ・蒸アワビ など

ナ
マ
コ

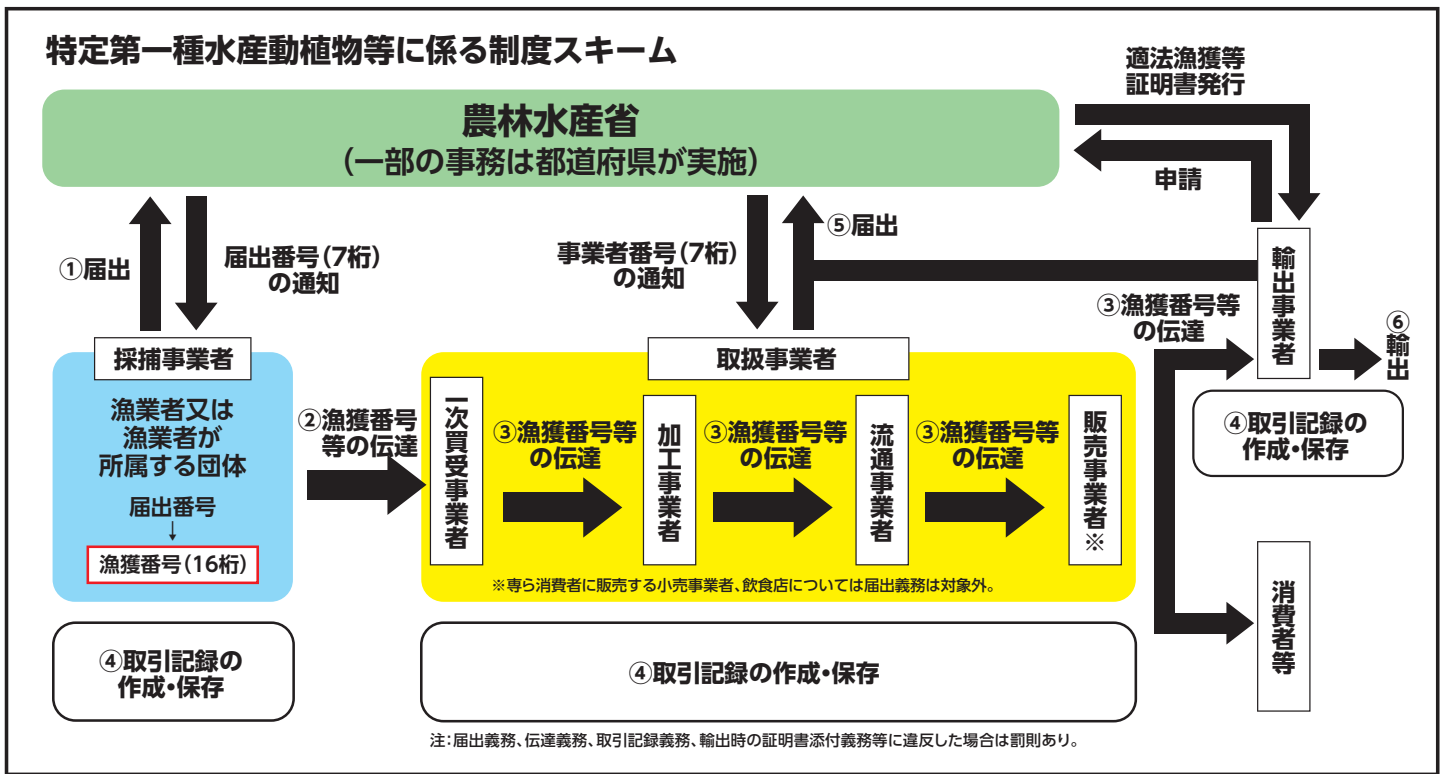
- ・くん製ナマコ
- ・調味したナマコ(加熱による調理をしてあるか否かを問わない)
- ・塩蔵ナマコ
- ・乾燥ナマコ(水等で戻したものを含む。) など

※残さや副産物を使用したものは除く。

お問合せ先

高知県水産振興部 漁業管理課 水産業振興課

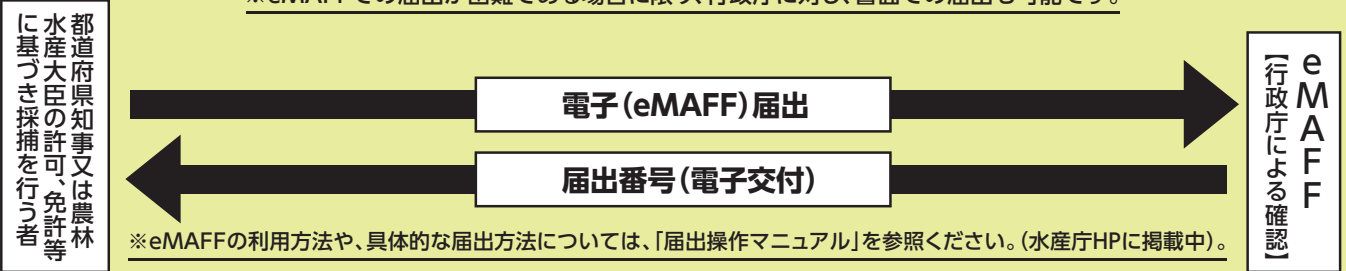
特定第一種水産動植物等に係る制度スキーム



届出方法

原則、**電子申請(eMAFF)**で届出を行って下さい。
 行政庁の受理・確認後、届出者へ届出番号を通知します。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。



○特定第一種水産動植物等取扱事業者に係る義務について

	対象者	届出	義務
特定第一種水産動植物等取扱事業者	漁業者又は漁協	採捕事業者の届出 (施行日6か月前から開始)	【譲渡す時】 ①漁獲番号の伝達 ②取引記録の作成・保存
	産地市場一次買受人 卸売事業者 仲卸売事業者 水産加工事業者	取扱事業者の届出 (施行日6か月前からの開始)	【譲受ける(引受ける)時】 ○取引記録の作成・保存 【譲渡す(引渡す)時】 ①漁獲番号又は荷口番号の伝達 ②取引記録の作成・保存
	輸出事業者		【譲受ける(引受ける)時】 ○取引記録の作成・保存 【輸出する時】 ○適法漁獲等証明書の申請・添付
	輸入事業者 養殖業者	取扱事業者の届出 (施行日6か月前からの開始) ※専ら消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する者は、届出不要	【譲受ける(引受ける)時】 ○取引記録の作成・保存 【譲渡す(引渡す)時】 ①輸入又は養殖水産物であることの伝達 ②取引記録の作成・保存
	小売事業者 飲食店 宿泊事業者等		【譲受ける(引受ける)時】 ○取引記録の作成・保存 【譲渡す(引渡す)時】 ①漁獲番号又は荷口番号の伝達 ②取引記録の作成・保存 ※消費者に対し特定第一種水産動植物等を販売する場合は、当該義務は課されない